

反戦情報

2021・8・15 No.443

2001年2月9日第3種郵便物認可 第443号
2021年8月15日発行（毎月1回15日発行）

五輪続行、感染爆発、医療崩壊は必至



(上から時計回りに) 五輪開会式(7月23日)／「自宅療養を基本」と表明する菅首相(8月2日)／同NHKニュース

〈巻頭言〉 菅版「在宅死」のすすめ	2	〈呼びかけ〉 土地規制法の廃止に向けたアクションの呼びかけ	13
〈広島から〉 7・16 IOC バッハ会長の広島訪問に抗議！	3	土地規制法廃止アクション事務局	
久野 成章		〈講演〉 横須賀基地から見る岩国基地～変わる在日米軍	15
一福島原発事故内部被曝被害と同一の構造—		一頼和太郎・リムピース編集長が広島で講演—	
哲野 イサク	5	〈沖縄報告〉 沖縄にこれ以上新しい米軍基地はいらない！	
〈教育〉 教員免許更新制の頓挫が意味するもの	9	沖本 裕司	18
河東 真也		〈追悼〉 益川敏英博士を追悼する(1)	22
一福島原発事故内部被曝被害と同一の構造—		岡本 良治	
哲野 イサク	5	『映画の世界224』	
〈教育〉 教員免許更新制の頓挫が意味するもの	9	『浅田家！』	23
河東 真也			

「23都道府県、ステージ4、全
国の感染最多1・4万人超」—
8月5日の『朝日』朝刊の1面トツ
プに踊つた見出しだ。

病床使用率も上昇し、9都府県で「ステージ4」の指標50%を超えた（福島、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、福井、京都、沖縄）など。
と報道されている。

「ステージ4」といえば、政府の規定によれば「感染爆発段階」で「医療提供体制が機能不全に」なった段階のこと。3日までの1週間の新規感染者数が全国で人口54人（ステージ4）10万人あたり58・

前週比2.09倍。オリンピック競技の各種会場が集中して、緊急事態宣言

東京都は167・
82人、首都圏など
からの観光客が集
中した沖縄県が1
79・15人のほか、
福島県＝32・61、

■ステージIV		■ステージIII	
全体 病床使用率(%)			
山梨県	群馬県	栃木県	茨城県
30	36	41	46
.	.	.	.
58人	41、	93、	33、
			61、
			79、
			15人のほか、

菅政権は、こうした感染爆発のさるをえない事態に追い込まれた（いずれも8月31日まで）。

「活動が活発な若者」や「酒類提供する飲食店」が「感染拡大」の原因であるかのような決め付けが首相や都知事の口からひつきり

菅版「在宅死」のすすめ

〈卷頭言〉

「まん延防止等重点措置」の対象となつてゐる北海道・石川・京都・兵庫・福岡の5道府県に、更に、福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本の8県を追加せざるをえない事態に追い込まれた

(いずれも8月31日まで)。

神奈川、石川、福井、京都、沖縄）と報道されている。まさに日本列島全域で新型コロナの感染爆発が起ころっているのだ。こうしたなか、政府はすでに緊急事態宣言を発出している東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・沖縄

その原因として誰もが指摘するのは、「パンデミック下で強行した東京オリンピック」だ。政権の延命、内閣支持率の低落阻止という本音を隠しながら、延期や中止の国民世論を無視してゴリ押しした結果が今次第5波の感染爆発を

莫大な国費を投人して世界最大の巨大イベントを强行しながら、「外出」や「会合」の自粛を国民に要請しても効き目がないのは「理の当然」だ。見当違ひな「犯人」をでつちあげて政策の失敗に煙幕を張り、責任逃れする政権の悪辣

誘発したことに、疑いをはさむ余地はない（ちなみに次回に予定されるパリ大会まで東京大会を延期し2024年にパリ・東京の共催にしようとのマクロン仏大統領の提案は拒否されたと伝えられる）。

「活動が活発な若者」や「酒類提供する飲食店」が「感染拡大」の原因であるかのような決め付けが首相や都知事の口からひつきり

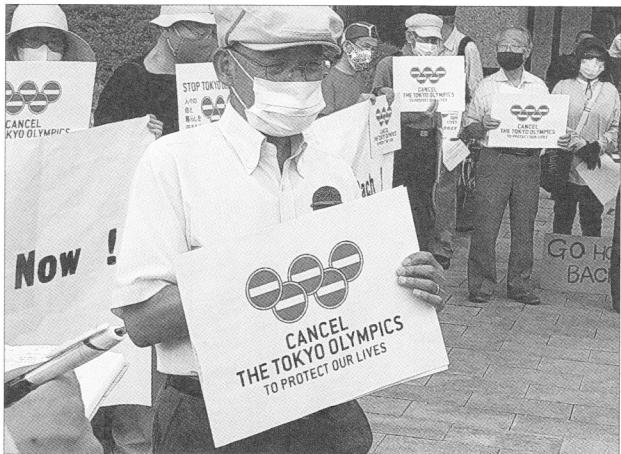
なしに伝えられるが、昨年初めコロナ感染が国内で始まつた頃、証拠もなく「パチンコ業界」をヤリ玉に挙げたのは誰だつたか？

広島から

7・16 IOCバッハ会長の広島訪問に抗議！

久野成章

7月16日と言えば、76年前を思い出す必要がある。1945年7月16日、トリニティ実験（アメリカで行われた人類最初の核実験）の日だ。



私たち、とても危険な人類文明の中で暮らしていることは明らかだ。パンデミック、核兵器・原子力、地球温暖化＝人類・生態系の危機だ。この危険な人類文明の時代は「人新世」と呼ばれており、この日から、「人新世」の時代区分をする人もいる。

コロナ禍での東京五輪開催強行に反発する世論を見据えて、開会1週間前のこの日、IOC（国際オリンピック委員会）会長バッハを広島に、副会長コットを長崎に訪問させることで、五輪開催の意義を色あせた「平和の祭典」や「五輪休戦」開始日に合わせて打ち出そうというものだ。

そもそも5月17日にバッハは広島訪問を予定していたわけだ

が（広島県内聖火リレーの最終走者として登場時刻を20時11分に設定）、実現しなかつた。私たちは、5月5日の時点で「東京五輪の中止を求める広島連絡会」（代表は足立修一弁護士）を結成し、「5・17バッハのヒロシマ利用を許すな！」東京五輪をただちに中止せよ！ 広島デモ

振興課）と湯崎英彦広島県知事（広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課）と湯崎英彦広島県知事（広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム下崎正浩統括官）に抗議文書を提出した。この時、湯崎県知事主導でバッハの招請が行われていたことを確認した。抗議文書は、

トーマス・バッハIOC会長による広島・長崎『反核平和』理念の盗用を許さない！」と題して、全国36団体の共同声明として7月14日に発出もしている。参考にしてほしい。

にもかかわらず、7月の行動は出遅れた。来れないだろうと甘く見ていたのである。7月6日の最初の会議に5人が結集。同日に「バッハ会長（広島訪問）の中止を求める有志」

呼びかけのchange.orgオンライン署名「IOCバッハ会長の広島訪問

抗議デモに参加した佐久間邦彦・県被団協理事長

そもそも5月17日にバッハは

広島訪問を予定していたわけだ

7月13日、正式にバッハの広島訪問が決定された。湯崎県知事は「核

兵器のない平和な世界の実現に向けた力強いメッセージを発信していただきたい」、松井広島市長は「ヒロシマの心」を世界のスポーツ界に広げていただけの貴重な機会」と期待するコメントを出した。肝心のバッハの訪問時刻が不明であつたが、平和公園の立ち入り規制が12時30分から15時30分とわり、13時から15時と山をかけた。デモの時刻を13時から15時15分とした。

7月14日、「バッハ会長(広島訪問)の中止を求める有志」呼びかけのchange.orgオンライン署名を広島県へ提出(5万4546筆)。

7月16日、元安橋東詰に集合して集会を開く。海外メディア含めて取材陣がかなり集まりインターネットも受けた。デモの趣旨を説明した。

「五輪は平和の祭典ではなく、利権の祭典。4年に一度、カネで動く国威発揚と商業主義の大イベント。コロナ禍で本質が多く的人に知られるようになつた。IOCと菅政権は人々の命より自分たちの力が目的。バッハはヒロシマ・ナガサキを利用してノーベル平和賞を狙つてゐるのは明らか。そのために被爆者は

も会う。私たちのスローガンは以下の2つ。バッハのヒロシマ利用を許すな! 東京五輪をただちに中止せよ!」

もう一つの県原爆被害者団体協議会の理事長・佐久間邦彦さんが駆けつけてくれ、アピールをしていただいた。「コロナ禍での五輪開催はありえない。中止を求める。感染症対策を優先すべきだ。この時期のバッハ会長の広島訪問に反対」

13時10分に出発した30人のデモ隊はゆつくりと歩き、「バッハは帰れ! バッハに抗議する! 東京五輪をやめろ! ヒロシマはたたかうぞ!」と日本語と英語でコールを繰り返した。13時25分バッハの慰靈碑へ接ぶつける。警察官が停まるなど規制する。真正面からと右斜めからの大きな声でシェブレヒコールの嵐を直コールを雨の中、皆で声をあげた。約7分で献花は終わつたようだ。その後、バッハは原爆資料館に移動して、視察、知事、被爆者との対話と15時までいたようだ。

私たちのデモ隊は、雨の中、バッ

ハの姿も見えない中、その後、本川橋東詰で折り返した。そして西岡由紀夫さんからマイクでレクチャーを

受けた。以下、そのエッセンスを紹介する。

「平和公園を横断する一般道路(西国街道・山陽道)先、本川橋のたもとの公園外に1970年に建てられ、のちに公園内の現在地に移設された『韓国人原爆犠牲者慰靈碑』がある。当時植民地下にあつた朝鮮人犠牲者は2~3万人と言われ、全原爆犠牲者の10分の1ほどにもなる。その奥には、お椀を伏せた形で相輪を載せたストウーパ、『原爆供養塔』がある。その地下室には1945年末までに亡くなつた約14万人のうち、約7万人の遺骨が安置されている。遺族はここにお参りする。元安橋に近い道路の左手(北側)に、2歳で被爆し10年後に白血病のために折り鶴に託しながら亡くなつた佐々木禎子さんを記念し、級友たちが募金活動でつくり上げた『原爆の子の像』がある。右手(南側)に昨年改修工事を施された『レストハウス』がある。1929年大正屋呉服店として建てられた、被爆時には燃料会館であった、この建物は地下室があつて、ただ一

人生き残ることのできたところである。

元安橋東詰で折り返したところで、原爆資料館に向かつてシュプレヒコールを繰り返した。雨の中、ずぶ濡れになつた参加者の健康を配慮して、ここで抗議のデモを終了した。本来はもう一回同じコースを歩く予定であつた。14時10分に行動を終えた。デモの途中の出入りの人を含めて参加者50人と発表した。

五輪と資本主義の関係まで詰めた反五輪の運動は広島ではできていな。コロナ禍での五輪の中止を訴える主張は多数派になつた。しかし、平和勢力の一部にはまだ五輪幻想があり、今回もバッハと被爆者を会わせようと画策していた。今後の課題である。東京都を中心に感染症の拡大爆発の局面になつていて。引き続き、東京五輪の中止を求めて、人々の命・健康・生活を第一にする共同した政治潮流の拡大で菅自民・公明政権を打ち倒そう。

(くの なるあき／「東京五輪の中止を求める広島連絡会」事務局)

「黒い雨」訴訟、広島高裁判決と上告断念の歴史的意義

—福島原発事故内部被曝被害と同一の構造—

哲野イサク



●「黒い雨」訴訟とはなにか？

2021年7月14日、「黒い雨」訴訟控訴審において、広島高裁（西井和徒裁判長、絹川泰毅裁判官、澤井真一裁判官）は、被告（控訴人）廣島県及び広島市そして参加行政

である厚生労働省の訴えを全面的に退け、原告84名全員に被曝者健康手帳の交付を広島県及び広島市に命じた。

ざつとこれまでの経過を見ておこう。

この事件は、広島市及び広島県に住む住民が、1945年8月6日の広島原爆投下時、放射性物質を含む「黒い雨」に遭遇し、原爆の被曝被害にあつたとして、広島市（広島市民の場合）及び広島県（広島市域以外に居住する広島県民の場合）にそれぞれ被曝者健康手帳の交付を申請したところ、市及び県は被曝者援護法に定める「被曝者」に該当しないとして申請を却下、住民らはこの却下処分の取り消しを求めて広島地裁に2016年に訴え

全面勝訴し手を振って喜ぶ原告・高東征二さん（筆者提供）

た。広島地裁（高島義行裁判長）は住民の訴えを全面的に認め、20年7月29日広島市及び広島県に被曝者健康手帳の交付を命じた。市及び県は参加行政である厚労省（国）に引きずられる形で、地裁判決を不服とし、広島高裁に控訴、今回判決となつた。

被曝者援護法は、その1条で健康手帳が交付される「原爆被曝者」を1号から4号まで規定している。いろいろ細かい規定はあるのだが、簡単にいうと1号は、「原爆の直爆を受けたもの」とまとめることができ

る。今回「黒い雨」訴訟原告らは、「3号被曝者」と主張し、市や県（実質的には国）は該当ないと主張した。従つて重要な争点は、原告らが「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者」であるかないかである。

●広島原爆の被害の源泉

私がこの訴訟に特に深い関心をもつたのは、広島原爆の歴史に深く関わる事件という以外に、「黒い雨」に遭遇した人たちの被曝被害の態様と機序が、福島原発事故からの放射能に遭遇した人たちの被曝被害（もうが）のそれらと、全く同一・同質

だからである。もし広島の裁判所が正しい判決を下せば、その判決は福島原発事故被曝被害の実態解明に直結する。その影響は計り知れない。

私と同じ問題意識を厚労省の官僚たちも持っていた。このことが判明するのは、最高裁上告断念のドタバタ劇の中であるが、この点は後述する。

広島原爆の被害の源泉は、核爆発時の①熱線、②衝撃波（ショックウェーブ）、③核爆発で生じた一次放射線（ガンマ線と中性子線が主体）である。被爆者援護法で規定する1条1号被爆者は、何らかの形で①、②、③あるいはそれらが複合して発生した被爆の源泉に遭遇している。しかし被爆の源泉はそれだけではない。

ウラン型の広島原爆では最高濃縮率89%、平均濃縮率80%のウラン235が64kg使われていた（60kg説もある）。そのうち核爆発したのは1kg弱である（800gという説もある）。核爆発して生成された核分裂物質（いわゆる死の灰）はどうなったか？ また核爆発しなかつたウラン235などはどうなったのか？

これらは核爆発後、放射性微粒子となつて広島市域を中心として広範に飛び散り、その後降下し大気や大地を放射能汚染したのである。中には広島原爆の火事嵐で発生した煤煙に混じって、「黒い雨」となつて地上に降り注いだケースもある。被爆者援護法の1条2号及び3号被爆者は、つまり広島原爆による被害の源泉は、

上記①、②、③以外に、④死の灰など放射性微粒子などによる内部被曝被害、が存在した。実は被爆者援護法は、1994年の法律制定時から、④を想定して、あるいはその可能性を想定して法整備がなされていた。

●福島原発事故の被曝被害の本質

福島原発事故の被曝被害の様様も、実は「黒い雨」訴訟の原告たちのそれと全く同一である。確かに福島原発事故のような原発事故では、核爆発は発生しない（ウラン235を原料に核爆発させるためにはウランの濃縮率を90%以上としなければならない。広島原爆の平均濃縮率では本来設計通りの核爆発は起らなければ、質的に見て寸分変わらない）。前述の通り核爆発したのは1kg

弱である。一方、原発のウラン235濃縮率は5%未満に抑えられる。福島原発の場合平均約4%と見らる。これでは核爆発は起こりようがない）。

しかし「核分裂連鎖反応」は物理現象としては同じである。広島原爆のように一瞬（100万分の1秒）で核分裂連鎖反応が終了するか、原発のように3年程度の時間をかけて終了するかの違いだけで、核分裂生成物（死の灰）を生成する機序は全く同一である。違いはその量である。広島原爆では精々1kgのウラン235が生み出す死の灰の量であるが、福島原発の場合、1から3号機の原子炉内には新燃料換算で約313トンのウラン燃料があつた。

平均濃縮率4%と見れば、そのウラン235の量は12・52トンであり、生み出す死の灰の量は、1kg…1万2520kgの違いがある。

●広島高裁控訴審判決

広島高裁控訴審判決の最大の争点は、前述の如く、「黒い雨」に曝露したもののが、援護法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者」に該当するかどうかである。

高裁判決は次のように判示する。

『身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者』の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある」ことである。このことの下に置かれていた者と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解される（判決文151頁）。

ここで判決は、原爆被爆者の要件（1条3号の該当性）について、「原爆の放射能により健康被害が生ずること」が「推認できる」ではなく、「否定できない」事情のもとにおかれていったものを幅広く原爆被爆者として認定している。

これは内部被曝被害を考えるとき極めて重要な規定である。特定の放射能（原爆の放射能でも福島事故の放射能でも劣化ウラン弾の放射能でもなんでもいいが）と、内部被曝被害を科学的に関連させ立証することは極めて困難である。

その時、人の命と健康を守るという立場からは、この高裁判決のような考え方を採用せざるをえないのだ。試しに、「原爆被曝者」を「福島事故被害者」に置き換えてみよう。「福島原発事故の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」は、全て福島原発事故による放射能被曝被害者と考えることができ。厚労省が最後の最後まで抵抗し、最高裁上告に固執したのはまさにこの高裁判決のこの部分を取り消したかったのである。

● 内部被曝の危険

もつとも国は、「黒い雨被曝者」の内部被曝の可能性を否定していない。しかし、内部被曝が外部被曝に比べて特に危険であるという見解を否定している。放射線影響研究所（放

影研）は、2012年12月「残留放射能に関する放影研の見解」（「放影研見解」）を公表した。国側はこれを今回証拠として提出している。その「放影研見解」は次のようにいう。

「依然として『内部被曝は外部被曝よりも1000倍危険』などと心配されていますが、これを説明する科学的根拠はありません。」

「ただし重要なことは、どちらの場合でもリスクの大きさは、がん発症の当事者たる細胞（組織の幹細胞と考えられる）が受ける放射線の量に依存し、被曝が外部か内部かの問題ではないということです。……このような知見から、国際放射線防護委員会（ICRP）は、体内に取り込まれた粒子からの放射線（つまり『内部被曝』）によるがん化について、放射性物質が全身に均等に分布した場合に『外部被曝』と同等になり、偏在した場合にはむしろ低下するのではないかと考えています。」（同判決文132頁から133頁）

「放影研見解」は、典型的な「ICRP学説」である。低線量被曝被害の態様を「がん発症」に限定する点も、「被曝線量が同じなら内部も外

部もリスクは同じ」とする見解も、これまでの繰り返しに過ぎない。内部被曝が外部被曝に比べて1000倍も危険という見解はともかくとして、「被曝線量」自体、内部被曝を外で内部被曝をもたらす。つまり、

いのだから、リスクが同じになるのも当たり前のことである。「内部被曝」ことはICRP自身が認めている。独立した線量体系でしか評価していない。これがいわゆる厚労省や菅首相のリスクを評価する、外部被曝とは

いう「科学的知見」である。広島高裁判決はこのような「エセ科学」に誤魔化されていない。

判決文は、「矢ヶ崎克馬意見書」や「大瀧慈論文」、84人の原告陳述書など原告側（被控訴人側）が提出した膨大な証拠書面を読み込みながら、「黒い雨の人体影響」と題する一節を設け次のように判示している。

「（ア）黒い雨による内部被曝した場合にはむしろ低下するのではないかと考えています。」（同判決文132頁から133頁）

射性微粒子が根から吸収され農作物を汚染する。これら農作物を食べることで、内部被曝をもたらす。川の水に接すると水が媒体となつて内部被曝をもたらす。つまり、水に浸けた物には放射性微粒子が付着し、水を飲むと内部被曝する。

（イ）内部被曝の危険性

内部被曝は、外部被曝に比べ、次のような特徴を持ち、より危険性が高いということができ、放射性微粒子1個で内部被曝するだけでも、可能性としては、身体に原爆の放射能の影響を受ける事情が出現することになる。

a 内部被曝では、外部被曝ではほとんど起こらないアルファ線・ベータ線による被曝が生じる。b ガンマ線と比較すると、局所的な被曝のために分子切断の範囲が狭く、放射線到達範囲内の被曝線量が非常に大きくなる。

c 放射性微粒子が極めて小さい場合、呼吸で気管支や肺に達し、飲食を通じて腸から吸収されたりして身体の至る所に巡回

し、親和性のある組織に入り込み、停留したり沈着したりする。

d 身体中のある場所に定在する、放射性微粒子の周囲にホットスポットと呼ばれる集中被曝の場所を作る。バイスタンダー効果（放射線を照射された細胞の隣の細胞も損傷すること）等を考慮すると、DNAに変性を繰り返させ、癌に成長させる危険を与える。

e 放射性物質が体外に排出されるか減衰しきるまで、継続的に被曝を与え続ける。

f 外部被曝の場合には低線量と評価される状態であっても、内部被曝の場合には桁違いの大きな被曝を与える。（同判決文139頁から140頁。傍線は引使用者）

まさに前述のICRP学説を真向から否定した判示である。

●福島原発事故による内部被曝被害への波及

さらに高裁判決は、被曝者認定において「現に疾病を発症していることを要件としない」とも判示し、

増田雨域、大瀧雨域などこれまでに出された研究を詳細に検討しながら、降雨量の多寡で線引きはできないとも判示している。まさに内部被曝被害は超長期にわたる健康被害なのであって現に発症しているかどうかは要件とはならない。また内部被曝被害は外部被曝被害と違って、地理的なあるいは行政区画的な線引きは不可能である。いずれも重要な争点であるが紙幅の関係で割愛する。

注目すべきことは、高裁判決文の「広島原爆の放射能」や「黒い雨」を、「福島原発事故の放射能」と読み替えてそのまま通用するという点である。厚労省官僚も同じことを考えていた。

被告側（控訴人側）は、高裁判決を不服とし、市や県に最高裁上告を強硬に迫るのだが、このやりとりの過程で、厚労省は福島原発事故被害への波及を持ち出して市や県に最高裁判上告を追っている（例えば7月23日広島で行われた広島市、広島県、厚労省、法務省4者の実務者協議）。

また最高裁上告断念を決定した7月26日（上告期限は28日）には、新聞紙上にもこの厚労省幹部や首相官

邸幹部の懸念が伝えられるようになつた。「厚労省幹部は、判決が確定すれば、福島原発事故での周辺住民への対応にも影響が出る可能性がある」とし、『これまでの施策が根底から覆されかねない』と語った。首相周辺も『消費税増税で賄わなければならないくらいの補償金が必要になるかも知れない』と話していた。

（7月27日付け朝日新聞大阪本社版2面）。また最高裁上告断念に伴う首相談話も「判決の内部被曝評価は受け入れられない」という趣旨が盛り込まれるに至っている。

●高裁判決の歴史的意義

私は、伊方原発広島裁判原告團に参加しているが、同原告團は福島原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）（福島県田村市）、他福島原発事故被害5団体とともに7月19日、厚労省、広島県、広島市に対して「最高裁判上告断念」の申し入れを行った。その申入書は、次のように結んでいた。

「今回高裁判決が、福島原発事故に対処する、一つの重要な指針となるべき『高裁判決の歴史的意義』である。（てつのいさく／広島市在住、ウエブジャーナリスト）

なつてることを忘れるべきではない。今回高裁判決を受け入れ、被曝者援護行政の根本的見直しを計ることこそ、福島原発事故後の、日本社会における正しい内部被曝被害対策への第一歩となることを知るべきであろう。」

高裁判決は、放射能内部被曝被害特有の態様、機序を正しく把握している。これはこれまでの被曝者援護と共に、ICRP学説に100%基づく福島原発事故被曝対策、福島帰還政策を根本から変えていくことも要求している。ここが高裁判決の大きな意義である。

また高裁判決の判示は、国際的にみれば新たな知見はない。すでに幅広く知られていることばかりである。ただし日本においては権威がないとして顧みられなかつた。ICRP学説偏重の放射線防護政策だつたのである。しかしこれからはそうではない。広島高裁判決は確定したのである。私たちは裁判所という大きな権威を味方につけた。これがさらに大きい「高裁判決の歴史的意義」である。

教員免許更新制の頓挫が意味するもの

河 東 真 也

教員免許更新制を廃止する方針が政府内で固まつたという。これはそれなりにニュースであった。萩生田文部科学大臣になつて、大学入学共通テストにおける英語民間試験の導入、記述式問題の導入が相次いで頓挫した。そして、2009年度から開始された教員免許更新制を廃止するという。

安倍内閣の教育政策の尻拭いを萩生田文科相がしているかの感があるが、加計学園と縁の深い（元加計学園千葉科学大学名誉客員教授）萩生田氏にその役回りが来たのは単に運が悪かつただけだと思いたい。

教員免許更新制が具体的に教育改革の目玉となつて登場したのは、小渕内閣のときにつくられた首相の私的諮問機関である教育改革国民会議がまとめた報告「教育を変える17の提案」（2000年12月22日）で、その中に「免許更新制の可能性を検討する」という文言が書き込まれていた。この「17の提案」には教育基本法の改定がしつかり書き込まれていたし、後に芽を吹く火種がばらまかれていた。

教員免許更新制はそれ以前からもたびたび話題に上つている。古くは1983年に自民党文教制度調査会・文教部会が発表した「教員の養成、免許等に関する提言」の中で触れられていたらしい（※1）。その後、臨時教育審議会でも議論され、教育改革国民会議で具体的な提案と

なつて登場したものである。

「17の提案」では教員の評価について、「効果的な授業や学級運営ができる」という評価が繰り返しあつても改善されない

と判断された教師については、他職種への配置換えを命ずることを可能にする途を拓げ、最終的には免職などの措置を講じる」としたうえで、「採用後の勤務状況などの評価を重視する」として、「免許更新制の可能性を検討する」とした。

特定の教師に不適格者のレッテルを貼つて排除する、という思想に基づいている。これは同じ「17の提案」に書き込まれた「問題を起こす子どもへの教育」に通ずるものがいる。「一人の子どものために、他の子どもたちの多くが学校生活に危機を感じたり、厳しい嫌悪感を抱いたりすることのないようにする」と多数派の子どもたちの教育を優先する視点に立ち、

「問題を起こす子どもへの対応をあいまいにしない」として、いわゆる「問題を起こす子ども」を「出席停止」などの手段で排除するという思想であつて、教員

免許更新制案と共に新自由主義的弱い者いじめと言つてもいい発想に基づいている。

このような考えは、巷間・保守系にとつては教育改革のひとつつの課題とはなつてはいた。

1996年2月に実施した讀賣新聞の調査（※2）では、「教師の質が低下した」という声が46%あると指摘した上で、その理由を「教育者としての責任感が薄い」「問題を起こす子どもへの教育」に通ずるものは4%に過ぎなかつたが、その理由は「知識や学力の水準が高い」33%、「教育者としての責任感を持つている」32%、「何事にも積極的に取り組む熱意がある」30%、「児童・生徒の人権を尊重する」23%などであつたという。



萩生田文科相

「よく勉強し、人権意識も強くなつた」という点はささやかだが評価されているのだが、教師との距離感のような「責任感、存在感、倫理観」において不評であつたという数字であつたと読める。これは教員は自ら専門性の向上について努力している者がいることを認めた上で、教員として不適格な人物がいるという世論があることを強調した結果となつていた。この不適格な人物を排除することへの期待を暗示するものであつた。

教育改革国民会議の発足後すぐに小渕
朗首相は急逝し、この「17の提案」は森喜
の提案は、教育基本法の改定を目的と
した内容のものであり、その路線の中に
教員免許更新制が位置付いていたと見て
おく必要がある。それは先の『讀賣』の
世論調査の流れから導き出された答案で
あり、後に「教育基本法改正、教員免許
更新制の導入——戦後レジームからの脱
却を掲げる安倍政権の教育再生は、日教
組にとって『戦後教育の一翼を担つた教
組の解体をもくろんでいる』（日教組関
係者）と映る」（※3）——という安倍
政権による教組解体工作として非難され
る構造のものだろう。教師として不適格
な人物を取り除くための免許更新という
考え方になる。

ところが、この提案で示された教員免許更新制は翌月まとめられた「二十一世紀教育新生プラン」では先送りされ、2001年11月の中央教育審議会で見送りとなつた。不適格な人物を取り除くという側面での免許更新制については、（1）免許状授与の際に人物等教員としての適格性を全体として判断していないことから、更新時に教員としての適格性を判断するという仕組みは制度上とり得ない。（2）人物等教員としての適格性を客観的に判断できるようなメルクマールがあるのかという難しい課題。（3）一般的な任期制を導入していない公務員制度全般との調整の必要性等、制度上、実効上の問題などの理由によって、更新制は無理という判断であつた。

そこで、別に取つて付けられた更新制採用の視点は「教員の専門性の向上」であつた。これは先の『讀賣』の調査によればささやかながら教員の現状は評価されているもので、敢えて更新制採用を必要とするべきものではなかつたのであり、まさしく取つて付けた視点でしかなかつた。尤も、これについても教員にのみこれをおこなうことは制度的に無理があるという判断であった。

それが数年後に息を吹き返したのである。2004年10月、小泉内閣の中山成彬文科相は「今後の教員養成・免許制度の在り方について」なる諮問を中教審に

おこなつた。中山は日教組を目の敵にしている政治家であつたことはよく知られている。その中山が教員免許更新について「教員免許状が教員として必要な資質能力を確実に保証するものとなるようになるとともに、教員一人ひとりが常に緊張感を持つて、自己の資質能力の向上のための一層研鑽を積むようにするために、教員免許制度を改革し、教員免許更新新制を導入すること等について、検討する必要がある」という理由で諮問をおこなつたのである。

た。 られる」という彼ら（！）の教育観であつ

ているから、ということであつて、彼ら（！）が悪意を以て教師像を描いていたとは決めつけたくないからである。

大きなまちがいは教育の成果を数値化し始めたことによる。古くは1961年の全国一斉学力テストの実施である。この学力テストに対して、日教組は「中学校をテスト準備、予備校化し、知育偏重、民主的教育を破かいるものである」（※4）と位置づけ、反対闘争を開いたのであつた。また、この時、日教組がどこまで理解していたのかは分からぬが、受験競争は激化し、子どもたちの輪切りはとどまるところを知らず、現在に至っている。受験戦争と呼ばれたものは少子化と共に対戦相手がいなくなることで終焉を迎えてもよかつたのだが、そうはないでない。学習塾は健在でこの国の至る所に看板を見るし、受験産業は教育産業

と名を変えて国の学力調査を引き受けるまでに成長している。

背景には教育の成果の数値化を目的とする信仰といつてもいい病魔が教育界を浸潤しているからであると言つておきたい。数値化された成果物は一種の商品であると言つてもいい。教育が商品化されれば、学生は消費者化し、授業は授業料に見合つた（学生が喜ぶ）甘い味付けになり、学力は下がり、教育は崩壊するという（※5）。実際、学校では成績という数値化された教育の成果のみが問題とされ、そのツケは低学力の子どもたちに回されてくる。なぜならば、その子たちには低い数値という量のみが押しつけられ、学びの質はまったく与えられない。さういわにして高い数値を得たものであつても、数値信仰から抜けられず、大学での学びに堪えられない学生は増えている。たとえば、高偏差値の大学でまともな卒論が書けない学生が増えている。それに「最近では、単なる提出物程度に考える者が増えてきた。そうするとより低い『お友だち水準』に合わせようとしてしまい、質の低下を招くことになる」（※6）といふのはまさに大学教育が商品化され、卒論が単位数という数値で処理されるようになつた結果だろう。

数値化を推し進めてきたのは、教育の現場であり、そこには日教組の組合員もいた。彼ら、彼女らは善意を以て無自覚に子どもたちに数値を目標とする学びを教えてきた。だから「誤解」なのである。

話を戻そう。抱き合させとされた教職大学院は、「実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成」と「地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として、不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた『スクールリーダー（中核的中堅教員）』の養成」（2006年答申）を目指すものとして構想された。教職大学院では他の専門職大学院と同様、一定数の実務家教員を置くこととなつてゐる。実務家教員とは実際にその専門職に通暁した人間である。「新人教員の養成」ならそういう人物から学ぶことは意味があるのかもしれないが、「スクールリーダー」となるとこれは単に先輩教員から伝授される話になり、敢えて専門職大学院に行く必要性はなくなる。ならば、教職大学院の役割は単に専門職修士の学位入手するというに過ぎなくなる。

自分の経験から言うのだが、かつて教育学系の大学院の門戸を教員を中心とする社会人に開放したことがある。この時は研究能力のみを磨いてもらう場として学術研究の修業をしてもらつた。実際に僕自身何人かには研究者としての資質を認められて博士号も出しているし、研究者として自立していった教員院生もいた。授業内容も質も研究者養成のものであつたし、そのことを社会人院生もそれを期待して食いついてきたものであつた。

しかし、教職大学院は前述のように専門職修士を取ることが次の教員としてのキャリアアップのための資格みたいなものになるのであって、それは商品となる宿命を持っているのである。教員免許更新制も何らかの講習を受けければ更新という商品を得られるというシステムである。そして、こうした商品は商品であるから安易に購入できる。教職大学院は授業料という料金であり、免許更新もまた受講料である。それと引き換えに資格という商品を手に入れているのである。

ここでおさえておきたいのは教育や学校権利であると考えたいということである。義務教育は中学校まで、義務教育には教育を受ける権利がある。それ以前の教育は権利ではないと考えている向きがあるなら、それは危険だ。知的好奇心が学術研究の原点であり、教員が己の教育技術を伸ばしたいと思うのも自然な向上心であつて、それを満足させようとすることは誰にも止められない。つまりよく生きる権利なのである。

▼高校教諭 三神智子 55（東京都葛飾区）

政府は、「教員免許更新制」を廃止する方針だという。私は制度が始まつた2009年度に更新した。日程を考え、講習先を探すのに苦労したが、専門分野の最新研究を学べて、刺激を受けた記憶がある。

だが、10年後の2回目の更新の際に

いた。彼ら、彼女らは善意を以て無自覚に子どもたちに数値を目標とする学びを教えてきた。だから「誤解」なのである。

めで博士号も出しているし、研究者として自立していった教員院生もいた。授業内容も質も研究者養成のものであつたし、そのことを社会人院生もそれを期待して食いついてきたものであつた。

しかし、教職大学院は前述のように専門職修士を取ることが次の教員としてのキャリアアップのための資格みたいなものになるのであって、それは商品となる宿命を持っているのである。教員免許更新制も何らかの講習を受けければ更新という商品を得られるというシステムである。そして、こうした商品は商品であるから安易に購入できる。教職大学院は授業料という料金であり、免許更新もまた受講料である。それと引き換えに資格という商品を手に入れているのである。

ここでおさえておきたいのは教育や学校権利であると考えたいということである。義務教育は中学校まで、義務教育には教育を受ける権利がある。それ以前の教育は権利ではないと考えている向きがあるなら、それは危険だ。知的好奇心が学術研究の原点であり、教員が己の教育技術を伸ばしたいと思うのも自然な向上心であつて、それを満足させようとすることは誰にも止められない。つまりよく生きる権利なのである。

▼高校教諭 三神智子 55（東京都葛飾区）

政府は、「教員免許更新制」を廃止する方針だという。私は制度が始まつた2009年度に更新した。日程を考え、講習先を探すのに苦労したが、専門分野の最新研究を学べて、刺激を受けた記憶がある。

だが、10年後の2回目の更新の際に

受けた講習は新鮮味が欠けていた。講師陣も決められたカリキュラムを淡々とこなしているような雰囲気だつた。受講する教員間の年齢差も大きく、この状況が続くなら、あまり実践的ではないと感じていた。

開始当初は気合いが入つていたのだろうが、10年も経てば講習をする方も受け方もそれが自らの意欲から出るものではなく、売買される商品にすぎないことに気づいたということであろう。研修（研究と修養）は自立的活動でなければ意味はない。昨今言われる「アクティブ・ラーニング」も自らが学びの主体として問題を見つけ、解決するプロセスを重視する。たとえば大学で卒論を書くというのはそういう学びだった。しかし、金を払って講習を受けるだけのスタイル、金を払つて先輩教員の自慢話を聞くこと、そういう学びの商品化が2006年の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の描く教師像であつた。いや、もつと直裁に言えば、教育というものについての見識のない文書であつたと言つたほうがいいのかもしれない。

さいわいにして教員免許更新制は破綻した。あまりにも無意味で無駄が多いことにさすがに文科省も気がついたのだろう。しかし、問題は教育に対する考え方で

ある。戦後、「なすことによつて学ぶ」という経験主義的な教育が試みられたことはあるが、ほどなく系統主義的流れに全体が取り込まれていつてしまつた。それを知育偏重といふ人がいるかもしれないが、知育偏重といえば知育に対しても失礼である。知識注入指向と言つたほうがいい。この傾向は日本の近代教育には貫して存在してきた。歴代天皇の名を暗誦させたり、教育勅語を暗誦せたりといふのはその典型である。

「17の提案」では「学校は道徳を教えることをためらわない」などと書いて、道徳の教科化を提案していた。これも近年実施の運びとなつた。この道徳もそうであるが、教師から児童・生徒へ教え込めばなんとかなるというレベルの教育觀が政治的に押しつけられつづけてきた。

そして、押しつけられたものの評価は数値なので、それらは商品と化して教育を腐らせてきた。何もかも教え込めばなんとかなる、道徳も教えればいいじめはなく

なる、というような愚かな信仰が教育現場に根をおろし、いまや取り返しのつかないところにまで来ているのだ。

「アクティブ・ラーニング」というのはそうした学びの姿勢を転換する発想であつたが、結果的に数値を高める効果に目が行けばそれでおしまいなのである。研究は自ら的好奇心に基づいて問題意識を立て取り組むから意味があるのであ

り、大学院はその研究の方法を学ぶところである。大学も學問を体験することによって自立した人間をつくるところである。その基本は義務教育や高等学校教育

を一方的な講習で済ます限り、それはなんらの効果ももたらさない。逆に子どもたちから「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」（※9）を剥奪することしかできない教師を再生産する。そして、教職大学院も然りであるし、道徳の教科化はいじめをなくすことより、いじめを隠蔽する体質を子どもたちの中に醸成することであろう。

今回の教員免許更新制の見直しが単に教員の不満を解消する程度の認識によるものならば要注意である。もつと愚かな事態が登場しないとも限らない。まずは存亡懸け全力』『西日本新聞』2007・7・9

※3..「参院選」細る組織力募る危機感
ねじれ、候補変更：苦境の比例代表
存亡懸け全力』『西日本新聞』2007・7・9
※4..「差別教育を促進し、学校格差を拡大し、中学校教育を破かいする全国一斉力調査に反対する」（1961年7月22日 第23回定期大会「1961年度運動方針」）、『日教組20年史資料編』1970所収

※5..白井聰『武器としての「資本論」』東洋経済98~101頁を参照。

※6..田中岳・田尾周一郎・宮浦崇・新谷恭明「グラウンドテーブル報告」学士

課程における研究体験の教育的意義を再考する』（『大学教育学会紀要』42巻2号2020・12）、引用部分は新谷恭明担当。

※7..「教員免許『更新制』にする意味はない」（『讀賣新聞』2006・7）

※8..「研修 教委の人員必要」（気流告示『讀賣新聞』2021・7・21）

※9..『小学校学習指導要領』平成29年

憶は信じてもいいだろう。

※2..「学校教育 学校教育『いじめ』に危機感 教師へ評価厳しく／読売新聞世論調査」特集『讀賣新聞』1996・2・18

り、大学院はその研究の方法を学ぶところである。大学も學問を体験することによって自立した人間をつくるところである。その基本は義務教育や高等学校教育を一方的な講習で済ます限り、それはなんらの効果ももたらさない。逆に子どもたちから「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」（※9）を剥奪することしかできない教師を再生産する。そして、教職大学院も然りであるし、道徳の教科化はいじめをなくすことより、いじめを隠蔽する体質を子どもたちの中に醸成することであろう。

呼びかけ

土地規制法の廃止に向けたアクションの呼びかけ

土地規制法廃止アクション事務局（2021・7・25）

※土地規制法の廃止に向けた運動が始まっています。国会開会日の6月16日未明、異例の強行採決で可決・成立した土地規制法。怒りと暫しの虚脱期間を経て、

各地で抵抗のアクションが模索されています。

ここ沖縄では地方議会や県・市町村長に対し、国への法の廃止要請と協力拒否を求める請願運動、要請運動が動き出しました。運動の効果を高めるために、土地規制法廃止アクション事務局は全国3

03賛同団体に一斉行動を呼びかけました。どこでも、誰でも、一人でも始められます。どうぞ地元でのアクションをお願いします。

（土地規制法廃止アクション 谷山博史）

土地規制法が施行される前に、法の運用に縛りをかけ、合わせて法の廃止に向けた流れを作っていくために、以下の行動を広く呼びかけます。

● 地域・地方から廃止に向けた行動を起こしますよう。

土地規制法は区域指定も調査も处罚もすべて総理大臣の名のもと中央からの指令で行われますが、区域指定されるのも、調査協力させられるのも、住民や地域が



土地規制法案反対の国会前集会（6月15日）

分断されるのも、人権が阻害されるのも、経済的な不利益が生じるのもすべて地域です。だからこそ、地域・地方から国にNOを笑きつけましょう。地域・地方から行う2つのアクションを呼び掛けます。

1. 自治体に対する働きかけ

（1）地方議会で法の廃止や調査協力拒否などを求める意見書・決議を採択させましょう

土地規制戦争準備の法であると同時に地域に深刻な問題を引き起こすものであることをいち早く感じ取ったのは沖縄の自治体でした。6月18日沖縄県北谷町議会は全国に先駆けて廃案を求める意見書を採択し、続いて6月30日には名護市議会が「即時廃止を求める意見書」と「即時廃止と臨時の対応を求める決議」を採択しました。また6月25日には旭川市議会も「土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書」を採択しています。

沖縄では市民の間にも動きが生まれています。自分たちの住む自治体の議会に意見書や決議の採択を求める動きです。

議会への請願を署名運動とセットで行うことでも広く住民に法の問題点と危険性を知つてもらうことができます。

なお、請願はだれでも一人以上で提出できます。また請願の署名は必ずしも当該自治体の住民でなくともできます。当該自治体の住民が行う場合も広く全國に呼びかけて行う場合もどちらの形も有効です。

（具体的なアクション）

ではなく、第2項で「内閣総理大臣からの情報提供要請に対し拒否すること」、第3項で「外部機関への市民の個人情報を提供する際はその個人及び法人に対し、提供した相手並びにその情報及び目的を通知すること」を市に求めています。本人が知らないところで調査と監視の網が張り巡らされ、そのことに市が協力させられる運用の闇をガラス張りにすることの要求です。

▼各地方議会の「請願・陳情の手引き」
(資料)に則つて自分が居住する地方議会、あるいは特定の地方議会に「廃止を求める意見書」や「廃止及び臨時の対応を求める決議」、あるいはそれら両方を採択させる。

*「臨時的な措置を求める」とは名護市議会が採択した決議のように、当該自治体に住民調査の協力を拒否したことや、政府から調査協力の要請があつた場合に個人情報を提供した相手並びにその情報の内容と目的を通知するなどの対応を求めることがあります。

▼地方議会での意見書や決議の採択を求めるために署名活動とセットで議会に請願書を提出する。
*署名を集めること自体が土地規制法の問題を多くの人たちに伝える行動になります。また署名運動は土地規制法の学習会やタウンミーティングと並行して行うことが効果的です。

▼意見書や決議の内容は多くの議員の賛同が得られるように土地規制法によって深刻な影響をうける各自治体個別の事情を反映したものが望ましい。
▼請願を行つたことを市民やメディアに広く伝えて議会の採択を促す。
(2) 自治体の首長に調査協力拒否などを要望しましょう
自治体によつては議会が首長に対する要求を意見書や決議で行なうことが慣行上

好ましくないとされるケースもあります。廃止を政策に取り入れるようによびかけます。野党構成によつては、議会に意見書や決議を請願するより市民が直接首長に要望する方が効果的な場合があります。その場合は首長に国からの住民についての調査協力要請を拒否すること、また協力した場合でも、国に提供した個人情報の内容や目的、提供先をその個人や法人に通知するよう要望書を提出しましょう。

▼各自治体の「首長への意見(要望)」の提出手続きに従つて要望書を提出する。
▼要望書は署名活動とセットで行う。
*署名を集めること自体が土地規制法の問題を多くの人たちに伝える行動になります。また署名運動は土地規制法の学習会やタウンミーティングと並行して行うことが効果的です。

▼要望書には期限を定めて回答を求めることが明記する。
▼要望書を提出したことを市民やメディア、地方議会議員に広く伝えて首長に英断を促す。

2. 衆議院選挙に向けた地域での働きかけ

土地規制法の廃止を秋の衆院選挙の争点に押しあげましょう。

秋にも予定されている衆院選挙において、土地規制法の廃止が争点となるよう

に、各政党と候補者に、土地規制法の廃止を政策に取り入れるようによびかけます。否が分かれました。立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組は法案成立に抵抗しました。しかし、国民民主党の議員の質問の中にも、この法案の市民監視につながる危険性を指摘する発言もありました。

野党共闘の中で、この法案に対する賛否が分かれました。立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組は法案成立に抵抗しました。しかし、国民民主党の議員の質問の中にも、この法案の市民監視につながる危険性を指摘する発言もありました。野党共闘の中で、この法案に対する賛否が分かれました。立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組は法案成立に抵抗しました。しかし、国民民主党の議員の質問の中にも、この法案の市民監視につながる危険性を指摘する発言もありました。

(名護市議会)

http://www.city.nago.okinawa.jp/soshiki/glkai-nav/2018070300096/file_contents/210701kensyol2.pdf

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の即時廃止を求める意見書 (名護市議会)

http://www.city.nago.okinawa.jp/soshiki/glkai-nav/2018070300096/file_contents/210701ketsugi07.pdf

土地利用規制法を施行する)となく、更なる検討を求める意見書 (旭川市議会)

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/6400/6430/d073349_d/file/lkennsyoandai3gou.pdf

▼各予定候補者の選挙事務所にも、手紙やファックス、メール、電話、直接面談などで質問や要望を行う。
https://www.city.okazaki.lg.jp/shigikai/734/p004122_d/file/tebiki.pdf

以下資料のURLです。

重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書 (北谷町議会)

https://www.chatan.jp/chogikai/net/image/2019.8.22E5B882E995B7E5AE9BE381A6E381AEE8A681E59C9BE69BB8_01.jpg

横須賀基地から見る岩国基地へ変わる在日米軍

— 頼和太郎・リムピース編集長が広島で講演 —

「横須賀基地から見る岩国基地へ変わる在日米軍」と題する講演会が7月17日、広島市の広島弁護士会館でひらかれた。オンライン参加を含めて51人が参加した。講師は、在日米軍監視団体「リムピース」編集長の頼和太郎氏。主催は、「岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会」。この頼氏講演の要旨を報告する。

なお、頼氏講演に先立つて、前岩国市議で「あたごやま平和研究所」代表の田村順玄氏が「岩国からの報告」をおこない、6月24日に米陸軍のAH-64アパッチ攻撃ヘリ4機が米軍岩国基地（山口県岩国市）に陸揚げされ、国内での日米共同実働訓練に参加したことなどを伝えた。

(編集部M)

● 米軍岩国基地の大変貌

川県）から空母航空団の固定翼部隊が2017年8月から岩国基地に移駐を始め、18年3月に終えた。その前、14年に普天間基地（沖縄県）からKC-130の部隊15機が岩国基地に移駐してきた。

KC-130は一般的には空中給油機といわれているが、95%ぐらいは輸送機として使われており、海兵隊の輸送機と考えていい。KC-130は、岩国には5、6機は常にいるが、他に普天間とか嘉手納（基地、沖縄県）にしようつちゅう行つて、沖縄でよく訓練をしている。形式的には岩国に移駐したが、実際には沖縄にいることが多い。これで、沖縄の負担軽減になつたことは絶対にない。もちろん、岩国の負担増になつてている。

軍隊というのは自分の都合で、受け入れてくれるところには、どんどん押しつけてくる。だから、岩国の場合は米軍再編の受け皿だ。岩国基地

が空母艦載機部隊を受け入れなかつたら、米軍再編はあり得なかつた。

その結果、空母艦載機の岩国移駐は少なめにみても55機ぐらい。内訳は、FA-18スパイホーネット戦闘攻撃機の1個飛行隊は12機なので全48機、次に多いEA-18Gグラウラー電子戦機が5機。それに海兵隊のFA-18C/Dホーネットと最新鋭ストルス戦闘機F-35Bを加えると、岩国基地は戦闘機80機超を擁する、極東最大の米軍航空基地となつた。空母2隻分の固定翼艦載機の基地ともいえる。嘉手納は、米空軍のF-15戦闘機がせいぜい70機、一番多い時は72機。定数は1個飛行隊24機のF-15が3個だが、今、定数は減つているので、58機ぐらいだ。そのなかで、

走路として使えないことはない。しかも、その誘導路にアレスティング・ギア（強制的に航空機を止める装置）がついていることを田村順玄さんが暴露した。この装置があれば、緊急時には、誘導路に着陸できる。そういう意味では滑走路は1本半または2本あると言つた方がいいかもしれない。これだけ航空機をたくさん擁する基地で、滑走路が1本というの

は、1機1機の離着陸の間隔を短くしないといけないので、運用はすごくむずかしい。

● 艦載機の岩国移駐に伴う訓練空域の確保・設定

米軍基地の再編というのは普通、たとえば厚木の所属機を減らして岩国を増やす、と基地単位でみるが、実は航空機の場合だと、訓練空域の再分配、新たな設定が大変だ。艦載機が岩国に移駐する時、格納庫や駐

機場、燃料所があれば入るだろうと
私たちは考えたが、戦争を最初から
やる気の米軍はそう考えず、どこで
訓練をするかが一番大事だと考えた。

今まで、岩国米軍の訓練空域は、

四国沖のリマ空域と島根県浜田市周

辺の567エリアぐらいだった。ど
ちらも本来は自衛隊の訓練空域だつ
たが、米軍がずっと使っている。艦
載機が岩国に来たら所属機が一気に
倍以上に増えるので、米軍にとって
訓練空域も倍以上必要になる。米軍
再編のなかで、訓練空域の確保が一
番もめた。米軍と日本政府は苦労し
て、岩国臨時訓練空域（ITRA、
臨時といいつつ恒久的に使う）を南
(S、四国沖)と北(N、島根・山
口両県沖)に新たに設定した。

岩国海兵隊の戦闘機の訓練空域に
ついて、F35Bは567エリアで訓
練を行い、FA18C/DはITRA
に向かうことが多い。空母艦載機は
南北のITRA、特に南のITRA
で訓練を行うことが多い。ITRA
-Sは、リマ空域の数倍の広さで、
ITRA-Nは、これまで岩国米軍
が使つていなかつたエリアで純増と
なつた。

原子力空母が横須賀（基地、神奈

川県）にいる時、艦載機は岩国にい
て、訓練に出ていく。空母が横須賀
を出て、艦載機を載せて海にいる時、
岩国基地では海兵隊機の離発着が目
立つようになる。つまり、岩国にい
る艦載機と海兵隊機が全部一緒に訓
練を開始するだけのキャパシティが
岩国基地にはない。滑走路が2本に
なり、さらに訓練空域が多くなると、
艦載機が訓練をしている最中でも、
となりの滑走路から海兵隊機が飛ぶ
という運用ができるようになる。滑
走路が2本あると便利なので、今後、
そうなる可能性がある。誘導路を正
式な滑走路にするには幅は足りない
かもしれないが、幅を増やすにはどう
するか、いろんなことを米軍は考
えていると思う。

岩国基地は様々な施設が相当混ん
でいる。特に滑走路を沖合に移設し
た後、計画的にいろんな施設を配置
している。海兵隊、艦載機、海上自
衛隊の各セクター、弾薬庫などを使
いた基地みたいなもので、厚木より使
いやすい形で配置した。新たにつくつ
た基地みで、逆にいうと攻撃されやす
い。厚木基地には弾薬庫がないこと
はないが、実弾は入れていない。こ
れにたいして、岩国の弾薬庫は實際

に使える形になつていて。

岩国基地は、他に輸送、中継基地
としても使われている。普天間基地
(横須賀母港の空母)の任務航海と修
理期間の組み合わせと、その他の本

練に行く時に、だいたい岩国を経由
することだ。このC2が海軍のオスプ
レイCMV22に変わる計画が始まっ
ている。そのオスプレイの修理は木
更津(自衛隊駐屯地、千葉県)など
でやる予定だが、そうするとオスプ
レイが2機、岩国に配備される可能
性がある。そういう形で岩国基地は
どんどん強化されていく。岩国市民が反
対しないと、やりたい放題にされる。

● 空母の任務航海スケ
ジュールと艦載機

横須賀の原子力空母と岩国の中艦載
機がどんなスケジュールで動くのか
という問題に移る。

米軍は常に修理、補給を繰り返し
ながら、戦争をすすめる軍隊だ。米海
軍の空母は11隻いるが、うち1隻は
4年間戦列を離れ、原子炉の燃料交
換と大規模修理を行う。残りの10隻

が5隻ずつ太平洋艦隊と大西洋艦隊
に分かれる。前方展開している空母
(横須賀母港の空母)の任務航海と修
理期間の組み合わせと、その他の本
國にいる空母の組み合わせは異なる。
横須賀母港の空母の場合、11月終
わりから12月初めに任務航海から横
須賀に帰ってきて、そのころに岩国
にも艦載機が降りてくる。常に空母
1隻は海に出ている。さらに、何か
あつたらすぐ対応できるように予備
の空母1隻は、いつでも出られるよ
うにしている。任務航海から帰った
ばかりの空母は訓練が行き届いてい
て、そのままいつでも使える状態にな
つて、その後、毎年1月は待機期間となる。その後、毎年
1月から修理工事に入り、4月ごろ
まで続く。5月に4、5日、テスト
航海に出る。

その時に、同時に並行的に艦載機が
硫黄島(東京都)を中心にしてFC
LP(陸上基地を使つた離着艦訓練)
を始める。この訓練は世界的にみて
一番危ない。テスト航海を終えた空
母が任務航海に向けて出港したら、
艦載機はCQ(空母の飛行甲板への
着艦訓練・着艦資格取得訓練)をし
て、空母に載つて任務航海に出る。

空母は夏に一度横須賀に戻り、1ヶ月近くの入港のあと秋の任務航海に出る。それを11月の終わりまでやつて横須賀に戻る。

艦載機が岩国から訓練に出るのは、12月から翌年の5月までだ。その後、空母に載り、夏に空母が横須賀に帰ってくるから、艦載機はその前に岩国に戻る。それで岩国がうるさくなり、1カ月でまた出ていき、12月にまた帰つてくる。その繰り返しだった。

昨年から、コロナ禍の影響があつて基本パターンが変わった。任務航海に出る空母の乗組員を事前に2週間、隔離しないといけない。航海に出たら、途中の港で下船すると、そこでコロナに感染するおそれがある。任務航海の途中の1カ月の横須賀戻りがなくなり、本格出港のあと、横須賀帰港期間は6月に4日、8月に1日、9月に2日、途中8月にグアムに5日寄港と時間を短くして、回数を増やした。空母は艦載機を載せたまま横須賀に帰港していた。ごく短期の帰港で、補給はしたと思うが、乗組員は絶対降ろさなかつた。11月に空母が横須賀に戻るまで岩国には艦載機をもどしていない。こういう形で、米海軍はコロナ対策をした。

政府は、馬毛島(鹿児島県西之表市)を買って、いろいろ整備して、FCLPをやると言つてゐる。岩国からL.P.をやると言つてゐる。岩国から

馬毛島までは400キロ、硫黄島までは1400キロ。C.Q.の時に、近くの海域で行うと、真夜中に艦載機が基地に戻つてきてとんでもない騒音になることがある。艦載機が馬毛島でFCLPをやり、その近海でC.Q.をやれば、岩国に夜中に戻つてきて、とんでもない騒音を出すだろう。

防衛省は、馬毛島をFCLP用の基地にすると最初は言つていたが、実は違う。地元に説明した資料を見ると、滑走路があつて、訓練施設がある。自衛隊はここで四六時中、訓練をする。FCLPの時期だけは、米軍が滑走路を専用する。ここにすごい訓練基地ができる、岩国基地から、もしくは岩国を経由して馬毛島で訓練をする機体もあるだろう。

2飛行隊16機が配備される計画で、今、進行中だ。なぜ、32機もF35Bをやると言つてゐる。岩国から強襲揚陸艦は普通、F35Bを6機積んで、他にオスプレイや重輸送ヘリCH53を積むが、その代わりに全部F35Bにしたらどうなるかという話が17年版の海兵隊航空計画で言及されていた。「ライトニング・キヤリア構想」という、F35Bを使ったいわば軽空母構想だ。

しかも、上陸用舟艇を収容するドックがなく航空運用機能が強化された強襲揚陸艦アメリカが佐世保基地(長崎県)に配備されている。強襲揚陸艦がF35Bを13機積んで運用するテストも19年に行われているが、この艦がアメリカだった。このアメリカがライトニング・キヤリアとして動き、20機ほどのF35Bが岩国から載ることが考えられる。

空母のような大型艦だけで相当な部分の戦力を持つというのは危ない。例えば、「空母キラー」と呼ばれる、中国のミサイルが展開されているので、米空母は中国の近くまで展開できない。何かあつたら、空母がやられてしまう。そこで、原子力空母とF35Bをたくさん積んだ強襲揚陸艦が協力して動く。それによって危険が分散するし、戦力は上がる。そういう運用も考えられ、海兵隊はそれを狙つてゐる。その運用に適した強襲揚陸艦が佐世保にいて、F35B32機が岩国にそろう。

軍備とは何か、軍事力は何のためにあるのか、そういうところから見直していくないと、岩国基地 자체が米軍強化の推進役になつてしまふ。

● F35Bと空母・揚陸艦

2019年の米海兵隊航空計画に、岩国基地に2020年10月以降、F35B16機が追加配備されることが示されている。F35B第1飛行隊16機はすでに岩国に配備され、FA18ホーネット12機に代わり、さらに第

17年の海兵隊航空計画では、ライティング・キヤリアは原子力空母の置き換えではなく、補完するものだと言つてゐる。空母がない時、例え、今、横須賀の空母は岩国からの艦載機を積んで、中東に行つてゐる。アフガニスタンから米軍を撤退させるというバイデン大統領の方針

で、今、どんどん撤退しているが、その時にイスラム原理主義組織タリバンが悪さをしないように航空支援するためだ。元々、横須賀にいる空母は極東のあたりににらみをきかせるのを前提に運用されており、久しぶりに中東に行つた。F35Bをたくさん積んだ強襲揚陸艦はこの空母の代わりとはいかないが、半分ぐらいの能力を持つており、「2隻目」の空母の役割を担える。

沖縄にこれ以上新しい米軍基地はいらない!

2021/07/25 沖本裕司

●県が米海兵隊訓練場 4か所の返還を挙論

沖縄県は6月28日の県議会一般質



問で、沖縄駐留米軍基地の全国比率50%以下を目指すという件に関して、初めて具体的に、北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンの4か所の名前をあげ、返還対象になりうると述べた。謝花喜一郎副知事は「訓練エリアを返還させることで、雇用への影響を抑えながら訓練を減らせば基地被害が少なくなる」と述べた。

沖縄には軍事基地が多くなる。アジアの地図を見ると米粒のよう小さな沖縄に、羽田空港の約12倍もの米軍専用施設が集中している異常さ、そこから発生する事件事故、犯罪、環境汚染、騒音の毎日の被害を少しでも減らしたいというのが、沖縄基地の全国比率50%以下に、という県の見解なのである。

沖縄県のこの見解を全国の国民は知らない。日本政府は無視を決め込

んでいる。マスコミはすべてと言つていいくほど報道しない。沖縄県を支持・連帯する声を草の根から全国で上げよう。

●具志堅隆松さんが全国 市町村議会に文書送付

辺野古新基地建設のための埋め立てには約2000万立方mという膨

大な量の土砂が必要とされる。沖縄防衛局が昨年県に提出した変更申請書には、その調達先として、沖縄南部の糸満・八重瀬地区から3160万立方mが採取可能とされた。これは、県内各地の全体の採取可能量の約70%を占め、糸満・八重瀬地区だけでも埋め立て計画総量を上回る。

糸満・八重瀬地区は1945年の沖縄の地上戦で、日本軍司令部が首里城地下から摩文仁の洞窟に移動し始めた全国各地からの兵隊の遺骨も埋もれたままだ。遺骨を含む土砂採取は沖縄だけの問題ではない。全国の

たことにより、凄惨な戦場となり、日米軍将兵と数万の住民が命を落とした。戦後、野ざらしになつた何万という遺骨が収容されて来たが、まだ未収容の遺骨が山野、ガマ、海岸のどこかに眠つており、多くの慰靈塔・碑が立ち並ぶ沖縄戦跡国定公園となつた。

沖縄防衛局が計画する南部地区からの土砂採取は、戦跡公園という慰靈の場所を物理的・精神的に破壊するものに他ならない。ガマフヤーの具志堅隆松さんは7月19日、県庁で記者会見し、南部地区からの埋め立て土砂採取計画の断念を政府に求めよう要請する文書を全国の1743市町村議会に送つたことを発表した。具志堅さんは「沖縄戦で戦死した全国各地からの兵隊の遺骨も埋

問題だ」と訴えた。

沖縄では、県議会をはじめ多くの市町村議会で、南部の土砂採取に反対する意見書が可決されている。全国でも、奈良県議会、金沢市議会、茨木市議会、小金井市議会などで可決された。過去の戦争を反省せず、米軍に従属して軍事拡張の道を進み、沖縄を踏みつけて恥じない日本政府・沖縄防衛局に反対する声を上げる輪をさらに広げよう。

●サンゴ訴訟で最高裁の2人

の裁判官が反対意見

辺野古サンゴ訴訟で、7月6日、最高裁第3小法廷は沖縄県の上告を棄却した。この裁判は、辺野古・大浦湾のサンゴ類4万群体余の移植をめぐり、沖縄防衛局の移植申請を許可するよう農林水産相が沖縄県に正指示をしたのは違法だとして、沖縄県が指示の取り消しを求めて提訴したものである。最高裁としては異例なことに、5人の裁判官のうち、宇賀克也裁判官と宮崎裕子裁判官の2人が反対意見を表明した。

2人の反対意見は翌日の紙面に、判決全文と共に詳しく紹介された。

反対意見の要旨は次の通りである。

「大浦湾側の大半に軟弱地盤が存

在している。したがって、本件変更申請が不承認になつた場合、サンゴ類の生息場所のみの工事は無意味に

なる。他方、サンゴ類の移植は極めて困難で、移植を行なつても大半のサンゴ類は死滅する。したがつて、

本件許可処分のためには、大浦湾側の埋立事業が実施される相当程度の蓋然性があることが前提となる」



本部塩川港

「変更申請が承認された場合には、特段の事情がない限り、本件許可処分がなされるべきになる」

こうした見解は裁判官としての最

低限の合理的な見解と言えるだろう。

米国の民主党議員も反対意見の存在

に注目しているという。玉城デニ

知事は変更申請を明確に不許可にし、

県内外に強くアピールせよ！」

■戦争を長引かせた昭和天皇の戦争責任

天皇のこの自己保身が戦争を長引かせ、彼我の犠牲を大きくした。

これ以後の戦争被害—東京の3・10空襲、沖縄の地上戦、広島・長崎への原爆投下、ソ連軍参戦による満州(中國東北地方)の惨状とシベリア抑留

は、米軍・ソ連軍の戦争犯罪と共に、天皇に責任がある。

最終的に天皇が受け入れ、8月15

日正午のNHK放送で無条件降伏を明らかにした「ポツダム宣言」(米英・中三か国宣言)は、実は7月26日に出されていた。ところが、日本政府、天皇と大本営は「國體護持」の保証がないからと黙殺を決め込み、8月の原爆投下とソ連軍参戦に至る。天皇制を守ろうとして何十万、何百万の人々の命が失われた。

に上奏した。天皇は、「もう一度戦果を挙げてからでないと中々話は難しいと思う」と述べた。田島道治初代宮内庁長官の昭和天皇との『拝謁記』1952(昭和27)年3月14日の記録には、「私は実は無条件降伏は矢張りいやで、どこかいい機会を見て早く平和を持って行きたいと念願し、それに一寸こちらが勝つたような時にその時を見つけたいといふ念もあつた」と記録されている。

■「尖閣列島遭難事件」の真相



香港民主派日刊紙・リンクゴ日報（19年7月1日付）

沖縄戦末期の疎開船の被害は、1944年8月の対馬丸の撃沈・遭難をはじめ数多くある。疎開は軍による国策であった。1945年6月24日、石垣の住民に24回目の台湾疎開命令が出された。6月30日の夜、石垣島から台湾に向かった2隻の疎開船（一心丸、友福丸）も米軍機による爆撃を受け、1隻は沈没、もう1隻は航行不能となつて魚釣島（中国名釣魚島）に上陸した。その後1か月以上、食べ物のない無人島で暮らしこの人々が亡くなつた。死亡原因は、米軍による爆撃、水死、餓死である。

944年8月の対馬丸の撃沈・遭難をはじめ数多くある。疎開は軍によると、疎開者は約180人、ほとんどが老人、婦人、子どもで、台湾人、朝鮮人も乗つていたという。

宮良当智さん（当時60歳）は数え年60歳であったが、老父母の付き添い兼約半数を占めた字大川班の班長として疎開することになったという。

沖縄タイムス2021年7月20日付のコラム「唐獅子」に、宮良当智

さん（当時60歳）は数え年60歳であったが、老父母の付き添い兼約半数を占めた字大川班の班長として疎開することになったという。

宮良当智さん（当時60歳）は数え年60歳であったが、老父母の付き添い兼約半数を占めた字大川班の班長として疎開することになったという。

死、病死だ。

このいわゆる「尖閣列島遭難事件」について、『沖縄県史10 沖縄戦記録2 各論9』（1974年）に6

人の証言が掲載されている。その中の1人、石垣ミチさん（当時43歳）によると、疎開者は約180人、ほとんどが老人、婦人、子どもで、台湾人、朝鮮人も乗つていたという。

し、争いの火種になる行動を望まないとハッキリ述べている。

島は、琉球王国が中国と冊封関係を形成して以来、中国が支配する島々であった。無人島であったが、無主地ではなく、中国名が付けられ、主に航路に利用された。日本が「尖閣」と名付けたのは1894年の日清戦争に勝利した後にすぎない。「尖閣は日本固有の領土」などではない。

明治維新以後の天皇制国家のアジアに対する侵略と暴力の歴史を肯定してはならない。

■香港アップル・デイリーを忘れない

香港に国家安全維持法による中國達が魚釣島に上陸し慰靈塔を建立したとき、「飢えに苦しむことがない

政府の反動の嵐が吹き荒れている。

民主派新聞の象徴、アップル・ディ

リー（リンクゴ日報）は創業者の黎智

英さんが、無許可の集会に参加した

罪などで逮捕されて有罪判決を受け、服役中だ。編集局も家宅捜索され、銀行口座は凍結、幹部は逮捕、新聞の発行が不可能になり、6月24日、最終号100万部を発行して廃刊した。

適用、さらに立法会、区議会では、中国への忠誠の強制の中、ほとんどの議員は辞職を余儀なくされた。香港の社会全体をおおう中国政府の法の名のもとの国家暴力はいつまで続

くのか。一昨年7月1日、英國が中国に香港を返還した記念日に行われた55万人の大デモをはじめ一連の行動の熱気は参加者の記憶から決して消えることはない。民主主義と自由、香港の自立を求める人々の未来に幸いあれ！と願いつつ、2019年7月1日付のアップル・デイリーの紙面を再び紹介したい。

■県内市町村の中国での戦争体験記を読む（54）

（日本軍による戦争の赤裸々な描写）

中国侵略の日本軍には、県内各地から多くの青年たちが動員されて命を落とし、また、戦争の実態を目撃し記録した。県内各地の市町村史の戦争体験記録にはそうした証言が数多く掲載されている。今号では、

「満州から北支、中支、宝慶、桂林」から多くの青年たちが動員されて命を落とし、また、戦争の実態を目撃し記録した。県内各地の市町村史の戦争体験記録にはそうした証言が数多く掲載されている。今号では、

と移動し、タイで英軍の捕虜となつた具志川市の赤嶺昌盛さんの証言を紹介する。引用は原文通り、省略は……で示した。

●『具志川市史』第5巻「戦争編
戦時体験Ⅱ」(2005年)

赤嶺 昌盛

父の松之助は、私が兵隊にいくころは、荷馬車で山原の山から薪を運んだりしていたが、そのうち馬車徵用で防衛隊に召集されている。……そのまま行方は分からぬ。

出征の時妻は妊娠していて、子どもの顔を見ないうちにそのまま出発になつた。那覇からかのう丸という小さな船で出発した。その船には軍馬用に供出された馬がいっぱい乗っていた。馬は泳ぎが上手だから、船が割られても馬がいるから大丈夫といつてた。船は鹿児島に着いて、そこから汽車で熊本に行つた。部隊は熊本37師団225部隊第8中隊だつた。……沖縄の人は同年兵が12、13人いた。

中隊でも小銃隊、軽機（軽機関銃）班、擲弾筒（手榴弾・毒ガス弾を発射する小型で筒状の火器）班といつ

て、いくつにも分かれていた。……昼歩いたら飛行機にやられるから、すべて夜間の行軍。そのため落伍する人も多かつた。足が脚気になつて、腫れて歩けなくなる。しょつちゅう歩き通しだから、歩けなくなつた者は、近くの警備隊にあげていた。私は軽機班で、11年式の軽機は30何キロと重かつた。弾こう箱といって、

弾が100発入る箱があり弾こうを持つのは交替でやつた。軽機を担いで自分の背嚢まで入れると、百斤（60キログラム）くらいはあつた。背嚢には米など生活品も入つてゐるから、みんなめいめいで持つて、戦さをする前にくたびれてしまう。行軍は力がないと大変だつた。……

桂林での戦いには日本の飛行機は2、3機きていた。私たちは川上の高台からの下げ撃ちで、バンバン軽機を撃つた。陣地はすぐ私たちが見えるところだつたけど、日本の戦車は、相手の地雷でそうめん箱がひっくり返るみたいだつた。日本の戦車が来そなところは、地雷を埋めてあつて味方の戦車はだいぶやられた。金山から朝鮮、満州から北支、中支、宝慶、桂林とどんどん国を渡つていく時に、中国人の苦力を使つた。

敗残兵を微発してきて、元氣がありすべて現地調達した。後方の日本からはなにもこない。……薪がないと家を壊して持つてきて燃やすし、あつちこつちから適当な鍋を持ってきて使つたりしていた。……薪なんかもないから、家の壁を折つたり食卓なんかを叩き割つたり、古兵の中には大変野蛮人がいた。

中支からは師団長の命令で食糧はすべて現地調達した。後方の日本からはなにもこない。……薪がないと足をしばつて、口に棒きれを入れてきてバケツ一杯の水を飲ませていた。なかには拷問で死んでしまつた人もいた。

全部が全部つかまえることはできなかつたが、逃げ切れない人たちを連れてきて尋問していた。梯子に手と足をしばつて、口に棒きれを入れてバケツ一杯の水を飲ませていた。なかには拷問で死んでしまつた人もいた。

捕虜をつかまえてきたら、上の人们や学校を卒業してまもない見習士官たちが試し斬りをやつたり、生番下だつたから、飯盒を洗つたり、一切合財食事の準備をした。最後には銃の手入れや靴磨きなんかもやつた。あまりきついから、逃亡する人や手榴弾で自殺する人もいた。トイレにといって手榴弾で自殺すると、肉が壁などにくつついで見れたものやなかつた。……私たちはみんなが生きている間は生き抜こうとあきらめてがんばつた。

……私たちの中隊もノモンハンに帰つてきても、今は休戦中としかいわず、負けたとは言わない。戦争は一時中止だといつてた。そこには進駐軍のイギリス軍がいた。終戦は進駐軍のイギリス軍がいた。終戦だから、バンコクでは軍旗も焼いて、武器は日本刀も全部返納して武装解除した。

（おきもと ひろし／「島ぐるみ」といった情報があつた。敗残兵も夜になると民間地域にきて何もかも取つていた。牛や食べ物、女人の人た

ちも若いのは連れていつたりしたので、そういう時は中隊に連絡がある。

益川敏英博士を追悼する（1）

岡本良治

京都大学名誉教授、2008年ノーベル物理学賞受賞の益川敏英博士が7月23日に逝去された。

博士は世界的水準の学問のみならず、反戦平和の思想と率直な人間性の希有な統合を体現された科学者であつた。博士の御逝去の報に接し、巨星墜つの感を禁じ得ない。

博士は研究者仲間内では「益川さん」と呼ばれていたが、博士と筆者の関係を述べる。

博士の専門は素粒子論で、筆者の専門は原子核理論であり、ノーベル賞受賞の対象になつた業績は30年以上前から国内外の物理学界でよく知られていた。1966年、大学入学直後、益川博士の恩師である坂田昌一博士の著書を読みはじめ、深く感動していた。筆者の指導教授は坂田研究室における益川博士の先輩であつたし、坂田博士の御長男が研究

室の2学年先輩であった。2005年、原子核理論の故永田忍氏（宮崎大学名誉教授）の葬儀が京都で行われた際、博士が代表弔辞を述べられたことで、筆者は博士と浅からぬ縁があると感じた。筆者は大学院時代以来、永田氏を私淑していて、2000年前後に共同研究も行つた。2008年10月5日に開催された日本科学者会議九州沖縄地区シンポジウム初日終了後の懇親会で、益川博士と私は隣席で懇談し、2日目の益川博士の講演の座長を勤め、その終了後に、博士と奥様と私の3人の記念写真を取つてもらい、その後にノーベル賞受賞の発表があつた。2

008年10月5日に開催された日本科学者会議九州沖縄地区シンポジウム初日終了後の懇親会で、益川博士と私は隣席で懇談し、2日目の益川博士の講演の座長を勤め、その終了後に、博士と奥様と私の3人の記念写真を取つてもらい、その後にノーベル賞受賞の発表があつた。2

博士が英語を話せないと明言したことにも多くの国民が驚きと親しみを感じた。

博士は「諸刃の科学」という科学の二面性を批判的に分析していた。多くの科学者が、「選択」と「集中」という力ずくの国策に対して、余計なところには首を突つ込むまいといふ、ノンポリ的な事なき主義に陥つていることも批判していた。

博士の反戦平和思想の原点は5歳のときの空襲体験、特に、生家に落ちた焼夷弾がたまたま不発弾であつて、博士の命が助かつたことである。

物理学者と戦争は核兵器を通して密接な関係があり、第二次世界大戦中に科学者は何をしたかという根本的批判も軸になつてゐる。博士の反戦平和の思想の深さはノーベル賞受賞記念講演においても明言されたこと

博士は、ノーベル物理学賞受賞の

にも現れている。国内でも、「九条学者の会」呼びかけ人にもなり、反戦平和について、権力者に忖度しない意思表示をされた。

博士は、物理学も平和も同じ地平で考えていた坂田博士の言葉「科学者には現象の背後に潜む本質を見抜く英知がなければならぬ」「科学者である前に人間たれ」に深い影響を受けた。

博士は平和運動、原発反対運動に取り組み、組合の活動もやり、併行して研究も行つていた。また、晩年には日本科学者会議・代表幹事も勤めた。

益川敏英博士の思想を導きの北極星として、微力ながらより一層努力したい。

（おかもと りょうじ／九州工業大学名誉教授）

